

J F P A F☆☆☆☆ 表示規約

平成20年5月15日制定

平成20年7月 1日施行

(目的)

第1条 この規約は、日本フローアポリッシュ工業会（以降本会と称す）が、ホルムアルデヒドによる室内空気汚染の影響を軽減すると共に、消費者への安全性の認知を図るために、会員の販売する製品に本会の認定するJ F P A F☆☆☆☆表示を付して、消費者に信頼される製品を提供することを目的とする。

(対象製品)

第2条 表示の認定を受けることができる製品は、本会の会員が販売するJ F P A規格-00「フローアポリッシュ試験方法通則」に定義されるフローアポリッシュとする。また、「J F P A規格合格品表示規約」に従い、合格品表示の認定を受けている製品とする。

(適用条件)

第3条 表示の認定を受けることができる条件は、ホルムアルデヒドを原材料として意図的に使用しておらず、かつ、J F P A規格-19「揮発性有機化合物(VOC)及びホルムアルデヒド等の測定方法」に従って測定したホルムアルデヒド放散速度が $5 \mu\text{g}/\text{m}^2 \cdot \text{h}$ 以下であることとする。会員は製品1銘柄毎について申請を行い、本会が審査、認定を行うものとする。なお、申請するホルムアルデヒド放散速度は、試験機関、もしくは、会員自社にて測定を行った製品1銘柄毎の実測値に基づくものとする。

(申請)

第4条 表示の認定を受けようとする会員は、次の申請書類を本会に提出しなければならない。なお、ホルムアルデヒド放散速度試験結果報告書は、特に書式は規定しない。試験機関による測定の場合は、各試験機関の試験結果報告書で代用できる。

(1) J F P A F☆☆☆☆ 表示 認定申請書・・・(様式VI)

(2) ホルムアルデヒド放散速度試験結果報告書

(審査)

第5条 本会は、提出された申請書類の内容が第3条の適用条件に適合するか否かを判定すると共に、申請者が品質管理を円滑に運営する能力を具備するか否かを審査する。また、会員自社にてホルムアルデヒド放散速度の測定を行う場合は、本会事務局が測定機器の有無や測定環境を確認することを義務づけ、客観性を保つこととする。

(認定)

第6条 審査の結果に基づき、表示の認定が決定したときは、本会が合格者に認定書を交付する。なお、認定番号は、「J F P A規格合格品表示規則」にて、製品1銘柄毎に定められた合格品認定番号の末尾に「F」を付したものとする。

(例) 01-1F, 02-5F, 10-11F

(1) J F P A F☆☆☆☆ 表示 認定書・・・(様式VII)

(認定期間)

第7条 認定の有効期限は、原則として満3年とする。ただし、先行してJ F P A規格合格品表示を付している銘柄については、更新時期を合わせることにし、3年を待たず、次のJ F P A規格合格品表示の更新時までを有効期限とする。

(登録)

第 8 条 J F P A F☆☆☆☆ 表示の認定を受けた会員は、本会に、適用条件および本規約を厳守する旨の誓約書および登録届を提出する。登録料は、1 件 3 千円とする。

(1) J F P A F☆☆☆☆ 表示 誓約書・・・(様式Ⅷ)

(2) J F P A F☆☆☆☆ 表示 登録届・・・(様式Ⅸ)

(表示)

第 9 条 会員は、登録した製品の容器および包装に、次の方法により表示をする。

(1) J F P A F☆☆☆☆ 表示

下記の図形を用い、J F P A 規格合格品表示マークの近辺に表示する。
表示個数は 1 パッケージにつき 1 つとする。



(2) 大きさと色彩

大きさは、容量 1 8 L 以上の製品については、縦 15mm、横 50mm 以上とし、容量 1 8 L 未満の製品については、特に規定しない。また、色彩は各自が自由に選定して良いこととする。

(更新)

第 1 0 条 J F P A F☆☆☆☆ 表示の更新は、合格品表示の更新手続きに含まれるものとし、合格品表示の更新手続き完了と同時に更新されたものと見なす。

(取消)

第 1 1 条 会員が、登録製品について製造を中止するとき、もしくは、表示の登録を中止するときは、速やかに本会に登録抹消届を提出する。

(1) J F P A F☆☆☆☆ 表示 登録抹消届・・・(様式Ⅹ)

(違反に関する措置)

第 1 2 条 表示の認定を受けた会員が次の行為をした場合は、本会は当該違反行為を排除すべきこと、または、当該違反行為と同様ないし類似の行為を再び行ってはならないことを文書で警告する。

(1) 表示を付して販売している製品が、所定の適用条件を満たしていないとき

(2) 未登録の製品に、表示を付して販売したとき

(3) 製品の品質管理能力を失ったとき

(4) その他、認定を継続し難い事由が発生したとき

本会は、前記の警告を受けた会員が、6 ヶ月を経てなお当該警告に従っていないと認めるときは認定を取り消し、この旨を公示する。

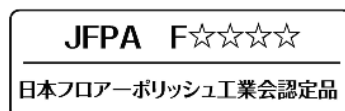
(運営委員会の設置)

第 1 3 条 本規約の円滑な施行運営を行うための運営委員会は、「J F P A 規格合格品表示規約」の第 1 0 条に規定する J F P A 規格運営委員会が兼務する。

(施行期日)

第 1 4 条 本規約は、平成 2 0 年 7 月 1 日より施行する。

[表示例・イメージ]



[必要な様式一覧]

- ① J F P A F ☆ ☆ ☆ ☆ 表示 認定申請書・・・(様式VI)
- ② ホルムアルデヒド放散速度試験結果報告書(様式規定なし)
(試験機関による測定の場合は、各試験機関の試験結果報告書で代用)
- ③ J F P A F ☆ ☆ ☆ ☆ 表示 認定書・・・・・・(様式VII)
- ④ J F P A F ☆ ☆ ☆ ☆ 表示 誓約書・・・・・・(様式VIII)
- ⑤ J F P A F ☆ ☆ ☆ ☆ 表示 登録届・・・・・・(様式IX)
- ⑥ J F P A F ☆ ☆ ☆ ☆ 表示 登録抹消届・・・・(様式X)